

## 危害要因別緊急時対応マニュアルの作成に当たって検討すべき事項

前回の専門調査会において、専門委員から指摘があった事項

ケーススタディーを行い、過去の事例に当てはめてみたうえで検討を行うのがよいのではないかと。

前回提示した危害要因の分け方（短期 or 長期 / 生物学的 or 化学的 or 物理的要因）で、とりあえずマニュアルを作成していくのがよいのではないかと。

個別マニュアルに入る前に、まず、マニュアルの共通骨格を作成したうえで、個別対応が必要なものを検討していくのがよいのではないかと。

今回検討すべき事項

### 1 危害要因の分類の考え方

ケーススタディーを行い、過去の事例に基づいた危害要因の検討

- ・過去の事例に当てはめて考えた場合、原因の違いによって、情報収集、情報提供、連絡体制及びリスク管理措置等に対応の違いはあるのか？

前回の専門調査会において提示した危害要因の分類（短期 or 長期 / 生物学的 or 化学的 or 物理的要因）に基づいた検討

- ・提示した危害要因の分類によるマニュアルの作成は可能か？

リスク管理機関の既存マニュアルにおける危害要因に基づいた検討

- ・厚生労働省の既存マニュアルにおける食中毒等の危害要因に基づいたマニュアルの作成を行ってみてはどうか？

### 2 食品安全委員会とリスク管理機関との連携の在り方

緊急事態における食品安全委員会とリスク管理機関との連携の在り方として、国民の観点からは政府全体としてどのような連携による対応が望まれているのか。

その一方で、委員会及びリスク管理機関の権限・所掌事務から考えると、どのような連携が現実なのか？

（例）・食品安全委員会のリスク管理への積極的な関与の必要性

- ・リスク管理機関への助言の方法
- ・リスク評価機関としての中立・公正性を担保する方法